

## 地方財政に与える雑税の影響

— 入湯税のしくみと課税について —

Impact of Miscellaneous Taxes on Local Finances

— About the bathing tax system and taxation —

手塚 雅之

Masayuki TEZUKA

### はじめに

本稿においては、地域財政の一環として雑税である入湯税を中心に述べていくこととする。高橋祐次の論文によると2003年から観光立国を立ち上げ、2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にすると小泉純一郎首相が宣言した。2018年には、訪日外国人旅行者数は3,119万人となり大幅に伸びてきている。ところがコロナ禍によりその数値も下方になったがコロナが終息した現在においては、訪日外国人旅行者は増加すると考えられる。地方財政の面から考えても入湯税は、訪日外国人旅行者のみならず日本人観光客にも関係が深い税金なのである。我が国における入湯税の全市町村の総額税額は、総務省（2020）によると約225億円となる。全市町村といっても徴収をしているのは974団体であるから、平均すると約2,310万円ということなる<sup>1)</sup>。多くの市町村では、税収入が少ないために議論されることが少なかったと書かれている。入湯税は、法定外目的税ということになるが、目的税であるために用途が決まっている。観光立国という宣言をした日本では温泉が多いので、地方税のみでは維持管理できないことから貴重な財源であると記されている。入湯税に興味を持つことにより、地方財政や地方創生への興味関心が深まり地方創生のヒントにつながり得ると考え、本投稿とする。

### 1. 地方税の歴史

まずは、地方税の歴史を説明していくことにする。地方税は、1873年（明治6年）の地租改正によるスタートと言える。地租改正により国としては現金で納税するシステム作りが完成したことになる。これにより安定した歳入が入ることになり、年度における収穫高で影響を受けてきた従前の形と違ってきたのである。この時点では地方税としてはどうかということになる。この段階においては、「民費」として分担金として支払う形であり、純粹に地方税といえる状況ではなかった。地方税の純粹なスタートと言うと、1878年（明治11年）の府県会規則により府県が独自に地方税を課税・徴収することが出来るようになり地方税確立となった。これが地方税規則である。1888年（明治21年）に「市制」「町村制」

で、市町村が地方公共団体として認められたことが起源であるとも言える。地方税である入湯税については次の章で論ずることとする。

## 2. 地方税における雑税の歴史

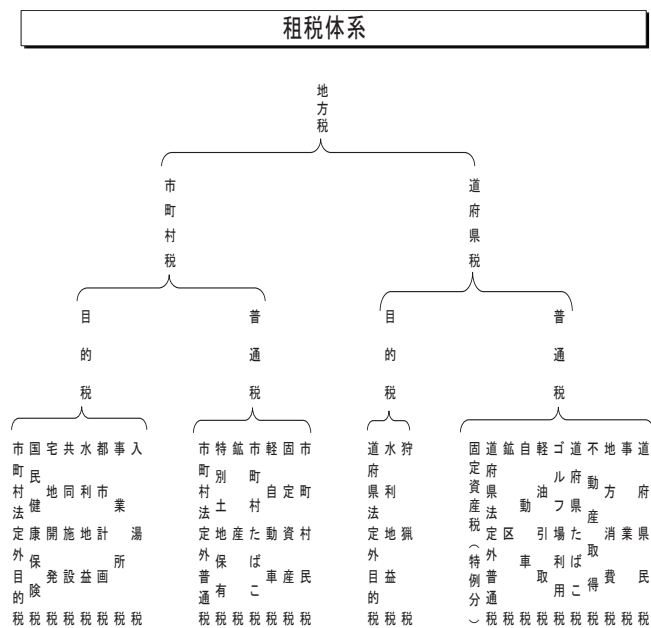
基本的な租税以外の税である。地方税で言うと、道府県税、市町村税に分けることができ、さらには、道府県民税は普通税と目的税に分けることができる。普通税は使途が特定されていないもの。目的税は税の使途が特定されているもの。市町村民税も同じように分けることができる。今回の入湯税は、市町村税の中の目的税である。国税と地方税の分かれ道は、明治8年(1875年)の雑税整理が行われたことが起源である。例えば、市町村の目的税である都市計画税の税収は、その名のとおり市町村の都市計画事業や土地地区画整理事業に充てられる。ここで述べる入湯税は市町村税の目的税であり、使途は下記のとおり定めてある。1. 環衛生施設の整備、2. 鉱泉源の保護管理施設の整備、3. 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、4. 観光の振興である。

## 3. 入湯税の歴史

地方税における入湯税は、市町村税のひとつである。入湯税は当初、昭和22年の地方税法が起源であり、道府県民税であった。そののち昭和25年で、道府県民税の廃止により市町村税となった。従来は、法定外普通税であったが、現在は、昭和32年の改正により法定外目的税である。目的税については前述したとおりである。課税についても述べておく。

1950年(昭和25年)当初は、標準課税10円でスタートをし、1953年(昭和28年)20円、1971年(昭和46年)40円、1975年(昭和50年)100円、1977年(昭和52年)150円となり現在に至るのである。課税は、入湯客に対して課すものであり、鉱泉浴場の経営者が市町村に納税する形がとられている。東京都の場合は、1999年(平成11年)までは都税とされていたが、2000年(平成12年)より特別区税として徴収されている。

<表1> 地方税体系の仕組み



総務省HPより抜粋

#### 4. 入湯税の課税システム

入湯税は入湯客に対して課税することであり、すべての入湯客「宿泊客、日帰り客」に対して課税するかであるが、入湯税の課税が市町村であり各自治体により違いがある。入湯税の標準課税は150円の自治体がほとんどである。課税も、宿泊者のみか日帰り入湯客からも課税など自治体毎に違う。本来、運び湯も課税対象である。課税の事例をあげると、東京都港区の場合は、1人1日につき150円と定めてある。港区の場合、1施設のみであるために宿泊、日帰りの区別はない。神奈川県箱根町の場合は、宿泊を伴うもの（宿泊客）1人1泊150円、宿泊伴わないもの（日帰り客）1人50円と決められている。石川県加賀市の場合、宿泊を伴うもの（宿泊客）1人1泊150円、宿泊伴わないもの（日帰り客）1人50円と決められている。各自治体には、入湯税が免除になる要件がある。前述の東京都港区の場合、年齢12歳のもの、共同浴場または一般公衆浴場に入湯するもの、日帰り客の利用に供える施設で、1,200円以下の利用料金で入湯すると定められている。神奈川県箱根町では、年齢12歳未満の方、共同浴場又は一般購入浴場に入湯する方、教職員の引率する高等学校以下の生徒及び児童、疾病により長期療養を必要とする方は免除と定めている、石川県加賀市においては、年齢12歳未満の者、共同浴場又石川県公衆浴場基準条例第2条第1号<sup>2)</sup>に規定する普通公衆浴場に入湯する者、学校教育の一環として教師の引率の下に行われる行事に参加する者、国及び地方公共団体、社会福祉法人等が設置し、地域住民の福祉向上を目的とする施設を利用する者、利用料金が1,000円未満の鉱泉浴場に入湯する者、市長が特別に認める者と定めてある。3事例ではあるが、違いがわかるのでこの点について施設のあるすべての地方公共団体を調べる必要性がある。今回は割愛することにしたが、今後の調査が必要な点である。

#### 5. 温泉

温泉という概念から説明する。温泉法で定められており下記は抜粋したものである。「昭和二十三年法律第二百五号」

##### <資料1> 温泉法の定義

(定義)

第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表<sup>3)</sup>に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

一 温度（温泉源から採取されるとき温度とする。）

摂氏二十五度以上

二 物質、いずれか1つ以上を含む

環境省「温泉法の概要より作成」

摂氏二十五度以下は鉱泉と呼ぶ。入湯税の概念を説明すると、温泉と鉱泉は、温度のみの違いであり、摂氏25度を境に温泉と鉱泉になるが、環境省の定義によると温泉は気体も含むもの、鉱泉は気体を含まないものがある。地方税法における入湯税の概念としては、鉱泉浴場の市町村と記載されているために温泉、鉱泉ともに含まれている。

<表2> 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）別表

溶存物質(ガス性のものを除く)	総量1,000mg以上
遊離炭酸(CO <sub>2</sub> )(遊離二酸化炭素)	250mg以上
リチウムイオン(Li <sup>+</sup> )	1mg以上
ストロンチウムイオン(Sr <sup>2+</sup> )	10mg以上
バリウムイオン(Ba <sup>2+</sup> )	5mg以上
フェロ又はフェリイオン(Fe <sup>2+</sup> +Fe <sup>3+</sup> )(総鉄イオン)	10mg以上
第一マンガンイオン(Mn <sup>2+</sup> )(マンガン(Ⅱ)イオン)	10mg以上
水素イオン(H <sup>+</sup> )	1mg以上
臭素イオン(Br <sup>-</sup> )(臭化物イオン)	5mg以上
沃素イオン(I <sup>-</sup> )(ヨウ化物イオン)	1mg以上
ふっ素イオン(F <sup>-</sup> )(フッ化物イオン)	2mg以上
ビロヒ酸イオン(HASO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )(七種水素イオン)	1.3mg以上
メタ亜硫酸(HASO <sub>2</sub> )	1mg以上
総硫黄(S) [HS <sup>-</sup> +S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> <sup>2-</sup> +H <sub>2</sub> S <sup>-</sup> に対応するもの]	1mg以上
メタほう酸(HBO <sub>2</sub> )	5mg以上
メタケイ酸(H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	50mg以上
重炭酸ソーダ(NaHCO <sub>3</sub> )(炭酸水素ナトリウム)	340mg以上
ラドン(Rn)	20(百分分の1キュリー単位)以上
ラジウム塩(Paとして)	1億分の1mg以上

環境省「温泉法の概要より作成」

## 6. 入湯税の実態

入湯税収入額が多い市町村の実態を分析した(表3)。2020年度決算における税収入額の最も多い市町村は、神奈川県箱根町であり、入湯税収入額は、378,969千円となっている。2位の静岡県熱海市は、223,670千円。3位の大分県別府市は、223,249千円となっている。1位の箱根町については後述のとおりである。基本的には、入湯税における標準課税が150円としている市町村が多い。しかし、3位の別府市、10位の渋川市、12位の登別市の税率においては、他の地域と異なる点が特徴的である。たとえば、別府市は宿泊施設料金だけでなく飲食料金も合算して計算する方法で入湯税の税額を決定しており、税額も

25円から500円までの幅としている。渋川市は、宿泊施設料のみで計算しており、基本宿泊料が6,000円以上の場合150円、基本宿泊料が6,000円以下の場合100円となっている。登別市は、宿泊目的や宿泊施設の違いにより70円から300円までとしている。20位までの順位には入っていないが、那須塩原市は、宿泊施設料金の違いにより200円から350円となっている。

<表3> 入湯税収入額が多い市町村（2020年）

	都道府県	市町村	主な温泉地	入湯税収入額 単位：千円	前年度 単位：千円	前年度比(%)
1	神奈川県	箱根町	箱根温泉郷	378,969	620,737	61.1
2	静岡県	熱海市	熱海	223,670	464,746	48.1
3	大分県	別府市	別府温泉郷	223,249	465,010	48.0
4	静岡県	伊東市	伊東	190,574	342,008	55.7
5	栃木県	日光市	鬼怒川、川治、湯西川、奥鬼怒	178,311	366,820	48.6
6	北海道	札幌市	定山溪	165,864	387,698	42.8
7	兵庫県	神戸市	有馬	159,559	288,325	55.3
8	群馬県	草津町	草津	125,044	228,365	54.8
9	栃木県	那須町	那須温泉郷	121,407	199,839	60.8
10	群馬県	渋川市	伊香保	115,871	208,260	55.6
11	和歌山県	白浜町	白浜	114,222	193,645	59.0
12	北海道	登別市	登別、カルルス	110,474	171,279	64.5
13	岐阜県	高山市	奥飛騨温泉郷、飛騨高山	108,479	245,368	44.2
14	北海道	函館市	湯川	108,313	236,119	45.9
15	宮城県	仙台市	秋保、作並	99,964	195,010	51.3
16	石川県	加賀市	山中、山代、片山津	98,438	222,790	44.2
17	三重県	鳥羽市	鳥羽温泉郷	96,575	173,627	55.6
18	大阪府	大阪市	なにわ	91,372	264,508	34.5
19	秋田県	仙北市	乳頭温泉郷、玉川	88,402	118,429	74.6
20	岐阜県	下呂市	下呂、小坂温泉郷	82,054	166,851	49.2

総務省資料（2020年度決算）を元に作成

## 7. まとめと考察

本論文では、聞いたことがあるが詳しくは知られていない入湯税の内容について述べてきたが、コロナ禍を過ぎて観光地の人も徐々に帰りつつある。その中で、観光客の立場で入湯税の仕組みに興味関心をもったことがこの論文におけるスタートである。観光におけるオーバーツーリズムも観光白書などで指摘されている。観光地が住民だけの税収では、温泉の維持管理は不可能に近い。この入湯税が維持管理に重要な財源になっているのは間

違わない。神奈川県箱根町は、1986年の調査以降35年連続全国1位である。2020年の当初予算では7億1,340万円を計上していたが、コロナの影響で3億8千万円まで落ち込んだ。これまでは6億円から7億円あった入湯税が、コロナの影響で落ち込んだということになる。箱根町の自主財源の主力は固定資産税であるが、入湯税が自主財源の11%を占めている点も温泉地の特徴である。また箱根町の温泉の維持管理に予算が1億5千万円（令和5年）も計上されている。入湯税は目的税であるから用途に限られる。その用途の中には観光振興もあり、今後の有効利用が望まれる。地方自治体における課税であるが標準課税が多い中、超過課税についても検討が必要であり、さらには日帰り温泉などの課税も自治体ごとに違いがあり、今後財源として歳入増加を見込むのであれば課税対象の変更も必要になりうる。その場合、鉱泉源の市町村が課税するのである。地域に居住していてもあまり理解されていない入湯税ではあるが、地方自治体毎に課税対象も違うなど複雑であり、今後の統一も必要ではないかと思われる。さらには、温泉源の自治体ではない自治体に運び湯とした宿泊施設などの課税についても調査が必要である。それは、入湯税が鉱泉浴場の所在地としているためである。たとえば、箱根町の温泉を東京のある地域に運び、日帰り温泉や宿泊施設などを運営した場合、現在の課税対象から外れてしまう。それは、箱根町の税収の流出と考えられる。この点も今後の検討課題としていきたい。

## 註

- 1) 塚本正文（2021）「入湯税収による観光客や住民への行政サービスについて」大東文化大学教職センター紀要6 p.97
- 2) 普通公衆浴場 温湯、潮湯又は温泉その他を使用して同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用目的及び利用形態が地域住民の日常生活にとつて保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
- 3) 環境省温泉の定義、物質

## 参考文献

- 1 溝井亮太（2023）「入湯税の概要とその用途状況」地方税5.一般社団法人 地方財務協会
- 2 高橋祐次（2020）「地方自治体における入湯税の取組みの一考察」東洋大学大学院紀要57
- 3 高坂昌子（2020）「持続可能な観光振興に向けた地域独自財源の在り方」JRIレビュー16
- 4 石田和之（2020）「観光財源としての入湯税」税Vol175 ぎょうせい
- 5 内田剛（2019）「入湯税の超過課税（引上げ）導入について」観光研究130(2).日本観光研究学会
- 6 横関隆登（2018）「浴場利用者による温泉地に対する受益と負担の認識の特徴」観光研究129(2).日本観光研究学会
- 7 高橋祐次（2018）「温泉地の入湯税に関する一考察」日本温泉地域学会31
- 8 梅川智也、吉澤清良、福永香織（2015）「温泉地における安定なまちづくり財源に関する研究」観光研究127(1).日本観光研究学会